

紋別市立潮見小学校いじめ防止基本方針

紋別市立潮見小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する本校における基本的な考えを述べるものである。

1 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

判断にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 状況を表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- (2) いじめられた児童の聞き取りに合わせて、周辺の状況等も客観的に確認する。
- (3) 必ず複数の教職員で対応し、特定の教職員の判断によらない。
- (4) いじめられている本人が否定する場合は、きめ細かく確認する。
- (5) 学校の内外を問わず、「一定の人間関係」にある場合を考慮する。
- (6) けんかといじめの見極めをしっかりと行った上で対応する。
- (7) 当該児童が苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導が必要である。(ネットパトロール等で発見された場合など)
- (8) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意がなかったことを十分加味して対応する。
- (9) 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

いじめの具体例

- (1) 仲間はずれや集団による無視
- (2) 意図的にぶつかる、叩く、蹴るなど
- (3) 遊ぶふりをしてぶつかったり、軽く叩いたり蹴ったりする
- (4) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句
- (5) 金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (7) パソコンや携帯電話等による誹謗中傷

2 基本方針

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、全ての児童が安心して生活できる学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や個人面談等を実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに組織的な対応を行う。このため、平素からいじめへの対処の在り方について理解を深めておき、組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

(4) 地域や家庭との連携

学校の基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめがあることが確認された場合、直ちに教育委員会に報告をし、連携して解決にあたる。にもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（児童相談所、法務局、警察）との適切な連携を図る。

3 校内体制

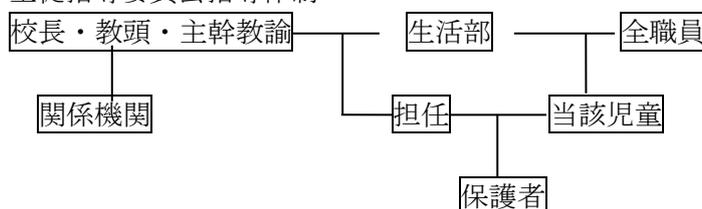
◎ 生徒指導部での位置づけ

1 目標

- (1) 多面的な児童理解にこそがけ、児童ひとりひとりに対する指導に生かす。
※いじめに対する指導を含む
- (2) 基礎的な生活能力、生活習慣を身につけ、思いやりに満ちた人間関係を育成する。
- (3) 自分や他人の生命を尊重し、日常生活を健やかにし、安全に行動できる能力や態度を育てる。

2 係組織

- (1) 生活指導（校内生活指導、校外生活指導、安全指導）
- (2) 教育相談・個人面談
- (3) 生徒指導委員会指導体制



3 問題行動への対策

- ・児童を日常的に観察し、問題行動やいじめ、不登校等の早期発見に努める。
- ・問題行動に対しては、生徒指導部が中心となり、問題を的確に把握・原因究明し、対策を検討する。
- ・事実・事後の記録をとり、記録簿は係が保管して部外秘とする。
- ・職員会議や職員朝会で報告し、全職員の理解と、指導および支援体制を確立する。

4 いじめを未然に防止するための取組

(1) わかる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・算数科における習熟度別少数人数指導の実施
- ・他者を尊重し合い、意見を発表し合える場面設定

(2) 学級集団づくり

- ・全員が安心して活動できる学習規律の確立（校内研修から）
- ・学級での話し合い活動の充実

- ・自ら取り組む居場所づくり、絆づくり
- (3) 児童会活動の充実
 - ・委員会活動の自主的な運営
 - ・学校行事の主体的な運営（運動会、マラソン記録会、学芸会、潮小祭等）
- (4) 道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- (5) 教職員の資質向上
 - ・児童理解に関する研修、いじめへの適切な対応の在り方に関する研修の実施

5 いじめ早期発見のための取組

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) いじめ調査の実施（年2回）
- (3) ノート・日記指導
- (4) 家庭訪問等を通しての保護者との連携
- (5) 校内「見直し会」での情報交流

6 発見したいじめに対する早期対応

- (1) 正確な実態把握
 - ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
 - ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
 - ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- (2) 指導体制、方針決定
 - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。
- (3) 子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- (5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ・期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。
 - ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
 - ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

(6) いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
(「いじめ防止対策推進法」より)